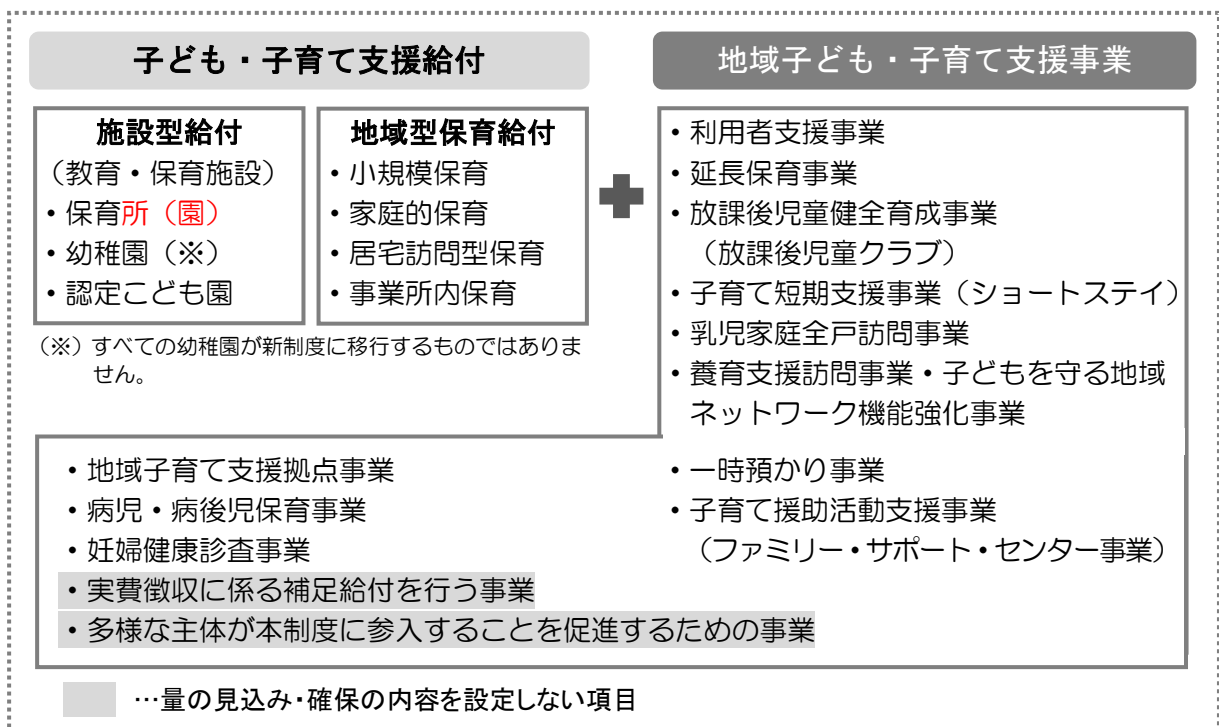


第4章 子ども・子育て支援事業計画【必須記載事項】

第1節 子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。本章では、これらの事業の需要量の見込みや、その確保の方策について定めます。

■子ども・子育て支援制度の全体像



また、子ども・子育て支援制度では、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、子どもの年齢や保育の必要性の状況を鑑みて、次の3区分にそれぞれ認定し、学校教育・保育を提供することとなります。

■認定区分と提供施設

認定区分	保育の必要性の有無	該当年齢	提供施設
1号	保育の必要性なし 幼児期の学校教育のみ	3-5歳	幼稚園、認定こども園
2号	保育の必要性あり	3-5歳	保育所、認定こども園
3号	保育の必要性あり	0-2歳	保育所、認定こども園、地域型保育事業

第2節 教育・保育の提供区域の設定

本計画では、平成30(2018)年12月に実施したアンケート調査結果をもとに、国の方針に従い5年の計画期間(令和2年度から令和6年度)における、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを設定し、市の現状や将来的な事業提供の見込み等を踏まえたうえで、具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の内容」を定めます。

国の基本指針では、上記の「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域(以下「提供区域」)」を定めることとなっています。また提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けられることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

本市では、児童人口の推計や市の保育・教育の現状分析、アンケート調査から算出されたニーズ量、国による区域設定の諸条件等を総合的に勘案した結果、市全体を提供区域とした場合、需要量と供給量について現在の施設定員で十分な対応が可能であることから、市域全域を1つの提供区域として設定することとします。

なお、市域全体を1つの提供区域としながらも、ニーズや利用状況の変化等を見極めながら、各地域の特性や課題に応じた適正な対応を図ります。

〇〇ページ以降の量の見込み及び確保策で用いている単位は次のとおりです。

- ・人：年間の実利用人数
- ・人日／年：年間延べ利用人数
- ・人回／月：月間延べ利用回数

第3節 学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

○学校教育・保育事業

学校教育・保育事業は、施設型給付と地域型保育給付の2つに大別されます。それぞれの給付の対象となる施設は、以下のとおりです。

施設型給付	認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設
	幼稚園	「幼稚園教育要領」に基づき、幼児期の学校教育を行う施設
	保育所（園）	「保育所保育指針」に基づき、日々保護者の委託を受けて、「保育を必要とする」乳児又は幼児を保育する施設
地域型保育給付	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う施設
	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う施設
	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業
	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う施設

■教育事業の量の見込み

(単位:人)

全市	令和2年度			令和3年度			令和4年度			
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計	
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳
①量の見込 (必要利用定員総数)	545	84	629	519	80	599	524	81	605	
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園)	791	101	892	791	96	887	701	97	798
	他市町の 特定教育・保育施設	40	5	45	38	5	43	38	5	43
	他市町の 認可を受けない幼稚園	51		51	48		48	48		48
	他市町からの受け入れ(-)	81	22	103	77	21	98	78	21	99
	②計	801	84	885	800	80	880	709	81	790
②-①	256	0	256	281	0	281	185	0	185	

全市	令和5年度			令和6年度			
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		
①量の見込 (必要利用定員総数)	514	79	593	520	80	600	
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園)	701	95	796	641	96	737
	他市町の 特定教育・保育施設	38	5	43	38	5	43
	他市町の 認可を受けない幼稚園	48		48	48		48
	他市町からの受け入れ(-)	76	21	97	77	21	98
	②計	711	79	790	650	80	730
②-①	197	0	197	130	0	130	

☑ 提供体制、確保策の考え方

教育事業及び保育事業において、今後の量の見込みに対し、提供体制は十分に確保されています。出生数が緩やかに減少していくものの、共働き世帯の増加により3号認定の需要が高まっていることを踏まえ、既存施設に対し3号認定の定員増を促していくことで提供体制の充実を図ります。

☑ 教育・保育事業の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容

認可外保育施設1施設が家庭的保育事業への移行を検討中です。引き続き、既存施設を支援することにより、保護者の多様なニーズに対応し、教育・保育の一体的提供を推進します。

■保育事業の量の見込み

(単位:人)

全市	令和2年度				令和3年度				
	2号	3号		合計	2号	3号		合計	
	3-5歳	0歳	1-2歳		3-5歳	0歳	1-2歳		
①量の見込 (必要利用定員総数)	773	97	497	1,367	736	99	549	1,384	
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	798	145	560	1,503	803	151	561	1,515
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育等)		0	0	0		2	3	5
	企業主導型保育	0	0	3	3	25	7	33	65
	認可外保育施設	1	3	6	10	1	3	6	10
	他市町の特定教育・保育施設	20	5	14	39	19	5	15	39
	他市町からの受け入れ(-)	38	2	25	65	36	2	28	66
	②計	781	151	558	1,490	812	166	590	1,568
②-①	8	54	61	123	76	67	41	184	

全市	令和4年度				令和5年度				
	2号	3号		合計	2号	3号		合計	
	3-5歳	0歳	1-2歳		3-5歳	0歳	1-2歳		
①量の見込 (必要利用定員総数)	742	102	590	1,434	728	104	601	1,433	
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	802	155	583	1,540	804	158	597	1,559
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育等)		2	3	5		2	3	5
	企業主導型保育	25	7	33	65	25	7	33	65
	認可外保育施設	1	3	6	10	1	3	6	10
	他市町の特定教育・保育施設	19	5	17	41	19	5	17	41
	他市町からの受け入れ(-)	36	2	30	68	36	2	30	68
	②計	811	170	612	1,593	813	173	626	1,612
②-①	69	68	22	159	85	69	25	179	

全市	令和6年度				
	2号	3号		合計	
	3-5歳	0歳	1-2歳		
①量の見込 (必要利用定員総数)	737	106	607	1,450	
②確保の内容	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	804	164	615	1,583
	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育等)		2	3	5
	企業主導型保育	25	7	33	65
	認可外保育施設	1	3	6	10
	他市町の特定教育・保育施設	19	5	17	41
	他市町からの受け入れ(-)	36	2	31	69
	②計	813	179	643	1,635
②-①	76	73	36	185	

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

①利用者支援事業

~~子ども・子育て新制度において新たに位置づけられた事業です。~~市民が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるよう、利用希望者からの相談に応じて必要な情報提供やアドバイスを行うとともに、関係機関との連絡調整や情報集約を行います。

(単位:箇所)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	基本型・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
②確保の内容	基本型・特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
②-①(基本型・特定型)		0	0	0	0	0
②-①(母子保健型)		0	0	0	0	0

《参考》確保実績

平成30年度 特定型 1箇所 母子保健型 1箇所

☑ 提供体制、確保策の考え方

子ども・子育て支援に関する相談援助、情報提供等を行うことで、個々の状況にあった施設や事業を円滑に利用できるよう支援する窓口（※特定型）をこども福祉課内に、妊娠期から子育て期に渡るまでの様々な母子保健に関する相談に対して母子保健コーディネーター（保健師・助産師）が相談に応じる『下野市子育て世代包括支援センター』（※母子保健型）を健康増進課内にそれぞれ1箇所設置しています。

※利用者支援事業の類型

【基本型】

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。

【特定型】

待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する。

【母子保健型】

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する。

②延長保育事業（時間外保育事業）

保育事業を利用している乳幼児の保護者が、就労時間の延長などにより通常の保育時間（11時間）を超える保育が必要な場合、保育所での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行う事業です。

（単位：人）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	414	406	408	402	404
②確保の内容	414	406	408	402	404
②-①	0	0	0	0	0
実施か所数	14	14	14	14	14

《参考》確保実績

平成30年度 12箇所 429人

令和元年度 14箇所

☑ 提供体制、確保策の考え方

令和元年度から野ばら幼稚園及び薬師寺幼稚園が幼保連携型認定こども園になったことで、市内の認定こども園（6箇所）及び保育所（8箇所）すべてで延長保育を実施することになりました。よって、提供体制は十分に確保されています。未就学児童数が緩やかに減少していくことから、今後の量の見込みは減少していくものと見られます。引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、児童館、学校の余裕教室及び専用施設で放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

(単位:人)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	小学校低学年	700	750	800	850	900
	小学校高学年	300	300	300	300	300
②確保の内容		1,000	1,050	1,100	1,150	1,200
②-①		0	0	0	0	0
支援単位数 (実施箇所数)		25 (16)	26 (17)	27 (16)	27 (16)	27 (16)

《参考》確保実績（実施箇所数）

平成30年度 20 支援単位（13 箇所） 899 人

令和元年度 21 支援単位（14 箇所）

☑ 提供体制、確保策の考え方

放課後児童健全育成事業は 21 支援単位（14 箇所）の学童保育室で実施しており、すべての小学校区ごとに利用できる体制です。しかし、学校敷地内または隣接地ではない学童保育室や大規模化している学童保育室があります。

今後は、令和4年度の開所を目指し、南河内中学校区義務教育学校の学童保育室の整備を進めていくとともに、市全体の学童保育の受け皿となる民間学童保育に対して補助金を交付するなど、民間活力の活用に努めます。

また、運営についても業務委託等の民間活力の活用により効率化を図り、学童支援員不足の解消及び質の向上に努めます。

なお、児童が多様な体験・活動ができるよう放課後子ども教室との連携を検討するなど事業の充実を図るとともに、安心、安全な居場所の確保に努めます。

※支援単位とは

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、児童の集団の規模（クラス）を示す基準として、平成27年度から導入したものです。

放課後児童支援員が2人以上配置された、おおむね40人以下の集団を1支援単位といい、児童の放課後児童クラブでの活動は、この「支援単位」を基本として行うこととなっています。

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病、疲労など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合に、乳児院・児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、原則7日以内として養育・保護を行う事業です。

（単位：人日／年）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	5	5	5	5	5
②確保の内容	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0
実施か所数	5	5	5	5	5

《参考》確保実績

平成30年度 5箇所 6人
令和元年度 5箇所

☑ 提供体制、確保策の考え方

市内には施設がありませんが、近隣市町の乳児院2箇所、児童養護施設3箇所と提携しています。対象児童を入所養育することで、子育て家庭の支援、児童虐待の未然防止に努めます。

⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に、保健師、助産師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

（単位：人）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	420	405	395	380	370
②確保の内容	420	405	395	380	370
②-①	0	0	0	0	0
実施体制	委託	委託	委託	委託	委託
実施機関	下野市	下野市	下野市	下野市	下野市

《参考》確保実績

平成30年度 459人

☑ 提供体制、確保策の考え方

今後も対象となる乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児を養育している家庭の孤立化を防ぐとともに、健全な養育環境の確保を図り、児童虐待を未然に防止していきます。

⑥養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待防止や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要とされる家庭を対象に、ヘルパーや保健師等が訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。

また、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性及び連携の強化等を行います。

（単位：人日／年）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	350	350	350	350	350
②確保の内容	350	350	350	350	350
②-①	0	0	0	0	0
実施体制	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託	一部委託
実施機関	下野市	下野市	下野市	下野市	下野市

《参考》確保実績

平成 29 年度 301 人

平成 30 年度 206 人

☑ 提供体制、確保策の考え方

対象家庭に対して養育環境の改善を促すために養育支援訪問事業を実施するとともに、子どもを守る地域ネットワーク機能の強化により、児童虐待を未然・再発防止に努めます。

⑦地域子育て支援拠点事業

「地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）」において、子育ての相談や情報提供に応じたり、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援する事業です。

(単位:人/月)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	1,470	1,430	1,390	1,340	1,300
②確保の内容	1,470	1,430	1,390	1,340	1,300
②-①	0	0	0	0	0
実施か所数	3	3	3	3	3

《参考》確保実績

平成 30 年度 3箇所 1,415 人

令和元年度 3箇所

☑ 提供体制、確保策の考え方

地域子育て支援拠点は市内3箇所³に開設されており、今後の量の見込みに対し提供体制は確保されています。引き続き、地域全体で子育て家庭を支えるまちづくりの拠点として、さまざまな活動を通じ親子がともに成長する力を引き出しながら、ニーズに応じ事業内容を充実させるなど、適切な提供体制の確保を図ります。

また、関係職員は各種研修に積極的に参加し、技能の向上や専門知識の習得に努めます。

⑧一時預かり事業（預かり保育）

保護者が仕事、疾病、用事等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間において幼稚園やその他の場所において一時的な預かりを行う事業です。

（幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり）

（単位：人日／年）

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	1号認定の利用	49,370	47,008	47,384	46,530	47,076
	2号認定の利用	1,740	1,657	1,670	1,640	1,659
②確保の内容		51,110	48,665	49,054	48,170	48,735
②-①		0	0	0	0	0
実施箇所数		7	7	7	7	7

《参考》確保実績

平成30年度 7箇所 53,553人 令和元年度 7箇所

（その他）

（単位：人日／年）

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込		10,488	10,311	10,337	10,229	10,265
②確保の内容	一時預かり事業（在園児対象型を除く）	8,988	8,811	8,837	8,729	8,765
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
②-①		0	0	0	0	0
実施か所数		9	9	9	9	9

《参考》確保実績

平成30年度 9箇所 8,324人 令和元年度 9箇所

☑ 提供体制、確保策の考え方
一時預かり事業は市内 11 箇所で実施しています。今後の量の見込みに対し、提供体制は十分に確保されているため、引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。

一時預かり事業（預かり保育）実施施設			
施設の種類	施設名称	幼稚園等	その他
幼稚園	石橋幼稚園	○	
認定こども園	むつみ愛泉こども園	○	○
	第二愛泉幼稚園	○	○
	愛泉幼稚園	○	○
	第二薬師寺幼稚園	○	○
	野ばら幼稚園	○	○
	薬師寺幼稚園	○	
保育所	グリム保育園		○
	あおば保育園		○
	わかくさ保育園		○
	わかば保育園		○
計		7か所	9か所

（令和元年度）

⑨病児・病後児保育事業

発熱等の急な病気となった児童（病児）や病気回復期の児童（病後児）が、教育・保育施設に通えなかったり、保護者による保育ができない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行います。

（単位：人日／年）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	768	751	753	745	748
②確保の内容	768	751	753	745	748
②-①	0	0	0	0	0
実施箇所数	5	5	5	5	5

《参考》確保実績

平成30年度 3箇所 423人
令和元年度 5箇所

☑ 提供体制、確保策の考え方

病児・病後児保育事業は市内5箇所で実施しております。また、病児保育事業については、市外2箇所（済生会宇都宮病院おはな保育園及び新小山市民病院病児保育室ひまわり）と提携しており、今後の量の見込みに対し、提供体制は十分に確保されています。引き続き、利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。

市内病児・病後児保育実施施設

施設名称	病児対応型	病後児対応型
認定こども園愛泉幼稚園	○	
キッズプラネット		○
認定こども園むつみ愛泉こども園		○
わかば保育園		○
認定こども園薬師寺幼稚園		○

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり、送迎時の支援等を受けることを希望する方（依頼会員）と、支援を行うことを希望する方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

（単位：人日／年）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
②確保の内容	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
②-①	0	0	0	0	0
実施箇所数	1	1	1	1	1

《参考》確保実績

平成 30 年度 1,700 人

☑ 提供体制、確保策の考え方

市直営のファミリー・サポート・センターでは、アドバイザーを配置し相互援助活動の調整や相談にあたっています。

今後も、仕事と育児の両立を推進するために就労しやすい環境がつけられるよう、地域全体で子育て家庭を支援する体制を確保するとともに、提供会員の確保策及びセンター機能の充実について検討していきます。

⑪妊産婦健診事業

妊娠している方に対して妊婦健康診査、出産後の方に対して産後1か月の健康診査を行います。

(単位:人回/年)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込	4,890	4,750	4,600	4,460	4,320
②確保の内容	4,890	4,750	4,600	4,460	4,320
②-①	0	0	0	0	0
実施場所	県内医療機関等				
実施体制	委託	委託	委託	委託	委託
検査項目	問診及び診察、梅毒血清反応検査、H I V検査、風疹ウイルス抗体価検査、血液検査(血色素検査、抗Rh因子検査及び血小板検査。ただし、血色素検査以外の検査は必要に応じて行う。)、血圧測定、尿化学検査(試験紙等による半定量検査)、腹部超音波検査、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、子宮頸がん検査、ヒトT細胞白血病ウイルス-1型抗体検査、クラミジア抗原検査、その他の検査				

《参考》確保実績

平成30年度 5,455人(実人数434人)

☑ 提供体制、確保策の考え方

国が示す妊婦健診の実施基準に基づき、最大14回の公費助成を実施し、妊婦の健康管理の向上に努めます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況等を勘案して市が定める基準に該当する場合、特定教育・保育等を受けた際に、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費用や行事参加費用に対し、必要に応じ助成を行います。

《参考》確保実績

平成30年度 0件

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業を必要に応じて実施します。

《参考》確保実績

平成30年度 0件